平成３０年度北海道消費生活審議会

第２回北海道消費生活条例
見直し検討部会

議事録

日時：平成 31 年１月 15 日（火）13:30～

場所：北海道立消費生活センター　くらしの教室

平成 30 年度北海道消費生活審議会
第２回北海道消費生活条例見直し検討部会議事録

日時：平成 31 年１月 15 日（火）13:30～
会場：北海道立消費生活センター くらしの教室

１　開会

２　議事
（１）第１回部会検討内容の整理について

鎌田部会長	○　それでは、議事に入らせていただきます。 　まず、議事（１）の「第１回部会検討内容の整理について」、事務局から説明をお願いします。
朝倉主査	○　では、資料１について、御説明申し上げます。 【資料１－１、資料１－２、資料１－３により説明】
鎌田部会長	○　ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。
鈴木委員	○　資料１－１に関しては、前回の部会の内容を整理していただいたということで、特段問題はないかと考えております。 　資料１－２及び資料１－３は、会長の御意見をどのくらい今後検討していくのかということなのかなと思いました。そもそも、消費者契約法と条例の対比までしてないので、正確な意見かどうかはわからないのですけれども、資料１－２の論点整理１の１（４）「第１に、」以下のところですが、規則のほうが限定した規定であり、消費者契約法４条３項７号・８号は限定していないということなので、規則別表４の（11）（12）も限定を外すべきではないかという意見だと思います。 　事務局でも確認いただいていると思いますけれども、「第２に、」以下に関しては、この文章を読む限りですけれども、少し場面が違うというところを御指摘いただいているのかなというところです。消費者契約法４条３項８号は準備行為を行って、それによって困惑させる場面を想定しており、それに対する規則の別表ではそういうところまで入り込めているのかどうか、場面を想定できているのかどうかというところが検討課題として出てくるのだろうなというところの確認です。 　２の無効となる不当な契約条項の追加等に関しては、私の方で検討

していなかったところですので、事務局のほうで精査していただきたいです。（１）消費者の後見等を理由とする解除条項ですが、ほかの部分もそうでしたけども、基本的に一般条項はあくまで補充的な役割でしかすぎませんし、なかなか実際の適用場面においては使いにくいというところがございます。消費者契約法などの法律によって具体的に適用場面を設定したのであれば、やはり一般条項があるから良いというのではなく、それは積極的に規則の中で具体的に出していただければと思います。これは前回の部会のまとめである資料１－１でも述べさせていただいたとおりで、少しお手間をかけるかもしれませんけどもそのように思います。

資料１－３に関しては、一つ目の御意見は良いのですけれども、二つ目の部分は、もう少し頑張ってくださいという御意見なのだと思います。ざっくばらんに言うと、実際は取引適正化が実行できてないのではないかというところも含めて、ある程度行政での役割が縦割りになってしまっているところもあるのだと思いますけれども、行政の対応として、もう少し頑張ってくださいという御意見と理解しました。

個人的な意見というよりは内容の確認をさせていただいたというところです。以上です。

畠山委員　○　私としましては、資料１－２の会長の御意見はもう少し読み込まないとわからないなと思いますので、これは持ち帰りたいと思います。

それから、やはり気になるのがＬＰガスの料金のことです。資料１－３でもこのように載っておりますけれども、特定分野の業界ということですので、前回申し上げたとおり条例に載せるのはいかがなものかというように思いますけども、やはり消費者の知る権利といったものを確保する上で、行政がもう少しこの業界に対して指導を行ってもよろしいのではないのかなと思います。資源エネルギー庁でガイドラインを作っておりますので、それに基づき消費者に料金を明示するようにしてほしいということを、指導のような形で、道が言っていくということは可能なのかなと思います。以上です。

鎌田部会長　○　ありがとうございました。事務局の方から何かございますか。

蝦名主幹　○　ＬＰガス料金についてでありますけれども、現在そのガイドラインに基づいて、経済産業局が中心となって、事業者への指導に当たっており、かつ北海道をエリアとする事業者に対しては、道のＬＰガスを所管する部署で、立入検査にあわせて、これらの取組が遂行されているかどうかを確認しつつあるという状況です。今後、例年８月に業界と消費者、それから行政が集まる会議がございますので、その中で一

定の進捗状況についての方向性が見えてくると思っております。そのような取組の推進状況を見まして、我々ができることを検討していかなければならないと考えております。

鎌田部会長　○　ありがとうございました。他に何か御意見はございますか。
それでは、議事（１）は以上とさせていただきます。

（２）答申素案骨格の整理について

鎌田部会長　○　次に、議事（２）の「答申素案骨格の整理について」、事務局から説明をお願いします。

蝦名主幹　○　では、資料２について、ご説明申し上げます。
【資料２－１、資料２－２により説明】

鎌田部会長　○　ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

鈴木委員　○　骨格案はこの流れで個人的にはよろしいかなと思います。
内容はこの後、詰めていただけるということですけれども、まず一つ確認させてください。次回、第３回部会で部会の報告書を取りまとめて審議会に戻す、審議会では知事の諮問に対して答申という形で出すということですけれども、その答申というのは基本的に、この部会の報告書をベースに審議会でもう少し議論をするという理解でよろしいでしょうか。

蝦名主幹　○　そのとおりです。

鈴木委員　○　そうすると、この報告書というものがベースの骨格部分そして内容部分においても、かなりの割合で審議会の答申に関わるということになるかと思います。
それで骨格はこの内容でいいのかなというところではありますが、まず、北海道消費生活条例と民法・消費者契約法・特定商取引法との関係性について、北海道消費生活条例の目的も若干書いているというか構成について書いているわけですけれども、もう少しそこの内容を入れていただければと思いました。条例はこの位置づけでこうなのだという前提で、そのあとの対比の議論等に入っていけるのではないかと思いました。ただ、民事効の問題とか無効になるかならないかという点は北海道消費生活条例で規定しているわけではないので、あえて

触れないという考え方もあるのかなというところで事務局の現時点でのイメージだけでもお聞かせいただければと思うのですけれども、あえて余り触れずに、対比をメインでやっていくという理解なのでしょうか。

沼田課長　○　まだ詰めているわけではないですけれども、資料１－３という形で部会委員ではない他の委員の方からの意見を御紹介しておりまして、一つ目の御意見も鈴木委員の御意見と同じ趣旨のものではないかと感じております。

これまで、そういった答申の構成は取っていなかったのですけれども、御意見をいただきましたのでどのようなことができるのか、私ども事務局の方で検討させていただきたいなと感じております。

鈴木委員　○　簡単に言うと目的の一部を抜粋していただいて、北海道消費生活条例とはこういう目的でこうなのだということ、基本部分と規制部分で構成されているということ、そのぐらい冒頭に入れていただければ、条例第１条の「この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、」云々というふうに流れていきますので、全部書くと長いかもしれませんけども一部抜粋していただければ、すっきり行くかなと思います。資料２－２のⅠの北海道消費生活条例の見直しに当たっての検討の視点等は、そこがきちっと行けば、その後は条例改正の経過というところをかいつまんで書いていただいて、今回の見直しの視点で法改正がありましたというところと社会情勢の変化がありましたということで、終わるのかなと思います。

Ⅱの法令改正に関する条例の対応状況ですけども、ここは、法律はこうなりました、条例はこう対応をしていますというところですが、規則については入れないという考えでしょうか。基本的に条例で対応していますということで、そのあと最後に見直しとしては、条例改正までは要しませんがということで、前回の部会で述べさせていただいて今回の報告書１－１でまとまっている内容がきているということなので、条例で対応していたのではないのかと見受けられるのかなという感じが少ししました。現行の条例及び規則において取引を禁止していますなどと、ここで不足していますということを大々的に書くわけにはいかないのかもしれませんし、この報告書とか答申がそのまま反映できるかどうかというのは別問題としても、ここは足りていないということを明示した上で、だから意見としては規則に入れることを考えてくださいという、全体の読みやすさという意味でも、何でこの報告書はこの答申が出てくるのだという流れとして、それが必要なのか

なと思いました。これから会長の部分も入り込んでいくと、さらに複雑化してしまうのかなと少し危惧しているところではあるのですけれども、その辺りをⅡの対応状況のところで少し書き方を含めて検討していただいたほうがいいと思います。

Ⅲの社会情勢の変化に関する条例の対応状況に関しては、問題提起と対応状況と、現時点での道としての立ち位置での見解というものを書いていただければと思います。条例で対応しないことには注視していくということ、また役割としてどの程度できるのかということも書いていただければと思います。

最後に、Ⅳの現行条例の見直しについて、法改正に伴って、やはりもう少し明示したほうがいいのではないかというところを中心に、条例自体の改正ではないけれども、規則の改正をしていくべきことを具体的に一つ一つ挙げていただければと思います。少し雑多な意見ですけれども、以上です。

蝦名主幹　○　ただ今お話しいただきました規則のことについて、この報告書の流れからいっても前段でそれが触れられていて、なおかつ、意見として繋がっていくということについて、私どもの方で少し見直しをさせていただきたいと思います。

畠山委員　○　特定商取引法ですとか民法ですとか消費者契約法ですとか、そういったものの一部改正があったので、条例を変えなければなりませんかという諮問があって、私どもは今回、条例は特に変える必要はありませんということになりましたので、答申としてはＡ４一枚ぐらいですね。それに、今出ている資料２－２のような報告書をつけるということですが、こういったものをつけるという答申の仕方は一般的にあるのですか。

蝦名主幹　○　答申については、全体をイメージする必要性がございますので、今は原案のさらに原案の状態です。事務局サイドの案としましては、審議会からの答申ということで答申事項と、その後ろに部会から報告をいただく報告書をセットにして、答申案としてまとめる予定をしているところです。

畠山委員　○　分かりました。ありがとうございます。

この部会の報告書案はいただいておりましたので読んでまいりましたけども、とてもわかりやすくて、私はいいなと思って読んでおりました。もし、鈴木委員がおっしゃるように直すところがあれば、訂正したらよろしいのかなと思いますけども、私は大変わかりやすくてい

いなと思っておりました。

鈴木委員　○　手続の流れの確認で教えていただければと思います。第３回部会で報告書を取りまとめて、それを審議会に戻し、審議会では諮問に対して答申を行うということですが、結論しか出さないということでしょうか。

蝦名主幹　○　現時点の予定では、３月上旬以降に第３回部会を開催し、その検討状況を踏まえて３月下旬以降に審議会の全体会を開催し、部会長から審議状況の報告をいただいた後に、答申案をベースに皆さんで議論をいただきたいと考えております。

鈴木委員　○　答申案は、この部会報告書が審議会答申案へ、単に題名が変わるだけなのでしょうか。

蝦名主幹　○　イメージとしましては、この検討部会報告書（案）の最後にありますⅣの現行条例の見直しについての調査審議結果の部分を答申事項として落とし込んで、意見等の部分を審議会からの意見として落とし込んでいくという形になると思います。

鈴木委員　○　そうすると、現在の案でいうと５ページ以降限りなのでしょうか。それとは別に、部会報告書というものは作るということですね。

蝦名主幹　○　どのような調査審議を行った結果、答申事項が出てきたかということについては、答申の書類の中に一連として残しておかなければならないと考えております。調査審議事項を全て報告するということは時間の関係もありますので、審議会ではまず、この答申事項に至った調査審議の経過を部会長に報告いただいて、答申事項としてまとめたものについて、審議会委員から御意見をいただいて、最終形として成案化したいと考えております。

鈴木委員　○　そうなると、審議会のかなり前に配らないといけないですね。何日か前から１週間ぐらい前に。

蝦名主幹　○　はい。そのように考えております。今回、１月の中旬という早い時期にお集まりいただき御意見をいただきました。次回は部会報告書を作り上げると同時に、この答申についても併せてお見せをしていかなければならないと考えております。報告書と答申がどのようにリンクをしているのかということを、紙ベースで見ていかないとなかなかイ

メージがつかないと思っておりますので、その作業をこれからしてまいりたいと思います。

鈴木委員　○　ありがとうございました。

鎌田部会長　○　もう一度教えていただきたいのですけれども、最後のⅣの現行条例の見直しというところ、意見等の位置づけを伺いたいです。

蝦名主幹　○　これについては、審議会からの意見は重いものとして私どもは受け止めています。今回、資金の貸付要綱の新たな制度ですとか、今度３月の時点では消費生活基本計画の諮問を同時に行いたいと考えておりますので、その諮問の内容についても反映されていくものと考えております。位置づけとしましては、基本的には審議会からいただいた意見を踏まえて、私どもの計画ですとか事業の中に反映されていくものだと考えております。

鎌田部会長　○　ありがとうございました。

蝦名主幹　○　部会長申し訳ございません。今回、このⅣの現行条例の見直しというところ、意見等の部分ですが、前回の部会、あるいは審議会の意見について、私どもの受け止めとしてはこのような内容になってくると考えております。ご覧頂いた中身、あるいは日頃感じていらっしゃる内容等これまでの議論等を含めて、この意見等について、絞込みをしたほうがいいのか、あるいは追加をしたほうがいいのかということについて、御意見いただければと思います。

（意見なし）

蝦名主幹　○　それでは、基本的なベースとしましてはこの検討部会報告書（案）に基づきまして、冒頭で法律と条例の関係性の部分、それから検討・調査審議を加えた内容について、規則への言及をした上で、まとめていきたいと思います。加えて会長からお話の合った内容の盛り込みについても進めさせていただきます。

鎌田部会長　○　ありがとうございます。そのほかお気づきの点等ございませんでしょうか。

（意見なし）

３　その他

鎌田部会長　○　議題はここまでとなりますけれども、今日の説明全体を通しまして何かお気づきなったところはございますか。

鈴木委員　○　教えていただければと思うのですけども、法律家なので、規則の改正がどうされていくのかなという点が、個人的には一番興味があります。内容のことに関しては、法改正に沿って検討していただければと思いますけども、答申結果と審議会の意見を受けて、どのように検討していくのでしょうか。事務局のほうで考えて、規則の改正は議会を通していくということになるのでしょうか。

蝦名主幹　○　規則については、議会案件ではございません。私ども内部の知事決裁になるものでございます。資金の貸付要綱につきましても、議会案件ではなく、私どもで財政当局と議論をしながら要綱の制定を行っていくということになります。

鈴木委員　○　具体的な時期としては、規則及び要綱に関しては次年度中に策定ということなのでしょうか。

蝦名主幹　○　今回答申をいただいた後に計画等々の作業がございますので、その作業とあわせて、31 年度中が目安となってくるものと考えております。

横島委員　○　前回出ていないので､少しわからなくて申し訳ないのですけれども、資料２－２のⅢ（ｉ）シェアリングエコノミーについて、「一都道府県の条例で対応することは困難であって、法律による規制が必要になります。」とありますが、これで完結してよろしいのでしょうか。

蝦名主幹　○　この点については、条例改正という視点では完結ということになりますが、現在ある消費者問題として次期の消費生活基本計画の中で、これについてどのように触れるのかということは、これからの検討課題になってくると受け止めています。

横島委員　○　規則ではなく消費生活基本計画の中で触れていくということですね。

蝦名主幹　○　シェアリングエコノミー自体が、どうしてもネット上を介していることから､道内で完結するようなものではないということもあります。

こういったところについては、消費者教育の中に位置づけをして、啓発をしていくのかということについて、検討を加える分野と受け止めています。

鎌田部会長　○　ありがとうございました。それでは予定の時間となりましたので、本日の部会はここまでといたします。

事務局にお返しします。

4　閉会

蝦名主幹　○　鎌田部会長、ありがとうございます。

また、皆様足元の悪い中、お集まりいただき、本当にありがとうございました。

この後、御意見等ございましたら随時メール等でお寄せいただければと思います。私どもからできるだけ早い時期に、今回の素案から案にしていくよう報告書を取りまとめていきたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次回の部会は、３月上旬以降に開催したいと考えておりまして、日程等について別途調整をさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第２回北海道消費生活条例見直し検討部会を閉会させていただきます。本日はどうも、ありがとうございました。